

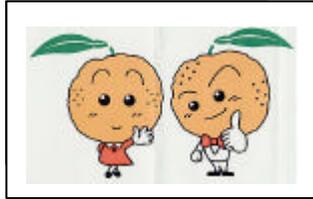
協定項目協議資料

協定項目 18 『慣行の取扱いについて』

砺波市・庄川町合併協議会の調整内容

参考資料

協定項目	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 市章については、新市発足までに調整するものとする。 2 市民憲章については、新市において速やかに調整するものとする。 3 シンボルキャラクターについては、新市において速やかに調整するものとする。		

現 況		具体的な調整方法
砺波市	庄川町	
<p>市章（昭和29年6月1日）</p>  <p>「と」を図案化したもので、円型は市民の相たづさえ相和することを意味し、左右の翼型は伸びゆく市勢をあらわしたもの。</p> <p>市民憲章（昭和44年4月1日）</p> <p>強くてまっすぐな増山杉と、優しく美しいチューリップは砺波市の象徴です。 わたくしたちはその市民であることを誇りとし、たがいに力をあわせ、さらに伸びゆくわが郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 花や緑を愛し きれいなまちをつくります 1 健康につとめ 明るいまちをつくります 1 勤労にはげみ 豊かなまちをつくります 1 良風を育て 住みよいまちをつくります 1 教養を高め 文化のまちをつくります <p>シンボルキャラクター チューリ君（平成6年3月23日）、リップちゃん（平成9年4月25日）</p>  	<p>町章（昭和27年6月1日）</p>  <p>旧4カ村が描く和（輪）をもって団結を固め、「庄川」の文字を造形し、庄川の流れとともに永久に伸び栄えることをあらわしたものの。</p> <p>町民憲章（昭和57年5月28日）</p> <p>庄川の清流と美しい緑に恵まれた私たちは、庄川町民であることに誇りをもち、隣人との心のふれあいを深め、さらに力をあわせ、人間性豊かな活力ある文化の町づくりをめざして、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し 水の恵みに感謝します 1 健康で 明るい家庭を築きます 1 勤労を尊び 生活を豊かにします 1 老人を敬い 青少年の夢を育てます 1 教養を深め 郷土の文化を高めます <p>シンボルキャラクター ユズ香ちゃん、ユズ太くん（平成5年11月10日）</p> 	<p>新市発足までに調整する。</p> <p>新市において速やかに調整する。</p> <p>新市において速やかに調整する。</p>

砺波市・庄川町合併協議会の調整内容

協定項目	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	4 市の花・木等については、新市において速やかに調整するものとする。 5 各種宣言については、新市において速やかに調整するものとする。 6 市の歌等については、新市において速やかに調整するものとする。		

現 況		具体的な調整方法
砺波市	庄川町	
<p>「市の花」「市の木」「市の鳥」「市の花木」</p> <p>市の花 チューリップ（昭和49年11月1日） 市の木 増山杉（昭和44年4月1日） 市の鳥 ひよどり（昭和52年5月12日） 市の花木（春）白木蓮（昭和63年3月25日） 市の花木（夏）酔芙蓉（昭和63年3月25日） 市の花木（秋）金木犀（昭和63年3月25日） 市の花木（冬）山茶花（昭和63年3月25日）</p> <p>宣 言</p> <p>健康都市宣言（昭和52年6月15日） フラワー都市宣言（昭和59年4月1日） 非核平和都市宣言（平成7年9月22日） 青少年健全育成都市宣言（平成7年12月22日） 交通安全都市宣言（平成8年12月19日） 男女共同参画都市宣言（平成13年9月21日）</p> <p>市の歌</p> <p>市民の歌（昭和44年4月1日） となみ野賛歌（平成6年4月22日）</p> <p>市民体操（昭和53年5月）</p>	<p>「町の花」「町の木」「町の花木」</p> <p>町の花 山吹（昭和48年10月1日） 町の木 柚子（昭和48年10月1日） 町の花木 江戸彼岸桜（昭和48年10月1日）</p> <p>宣 言</p> <p>敬老の町宣言（昭和52年9月19日） みどりの町宣言（平成4年6月6日）</p> <p>町の歌</p> <p>なし</p> <p>町民体操</p> <p>なし</p>	<p>新市において速やかに調整する。</p> <p>新市において速やかに調整する。</p> <p>新市において速やかに調整する。</p> <p>新市において調整する。</p>

砺波市・庄川町合併協議会の調整内容

協定項目	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	7 表彰制度については、新市において速やかに調整するものとする。		

現 況		具体的な調整方法
砺波市	庄川町	
<p>名誉市民 砺波市名誉市民条例に基づき議会の同意により推挙。各種礼遇措置実施 顕彰者1名 名誉市民審議委員会（10名以内） 議長・副議長、知識経験者、市職員</p> <p>表彰制度 自治功労者表彰 砺波市自治功労者表彰規則により随時表彰</p> <p>文化の日の表彰 砺波市表彰規則に基づき、文化の日に合せ農業功労者とともに表彰 人命救助 地方自治 教育学芸統計 産業経済 社会福祉 保健衛生 その他 表彰審査会（部長以上の職員）</p> <p>農業功労者表彰 砺波市農業功労者表彰要綱に基づき個人又は団体を文化の日の表彰に併せて表彰 表彰審査会（砺波市農業振興審議会）</p>	<p>名誉町民 庄川町名誉町民条例に基づき議会の同意により推挙。各種礼遇措置実施 顕彰者2名</p> <p>表彰制度 功労表彰・善行表彰 庄川町表彰条例及び庄川町表彰規程により、11月3日に表彰 (1) 功労表彰（自治振興 統計 厚生 産業経済 教育 芸術文化 消防、防災） (2) 善行表彰</p> <p>区長表彰 庄川町区長表彰規程による表彰</p>	<p>新市において調整する。</p> <p>新市において速やかに調整する。</p>

先進事例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民荣誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。